

双葉町告示第27号

道路法（昭和第27年法律第180号）第9条の規定に基づき、次の町道の路線を認定する。

その関係図書は、令和8年6月15日から令和8年6月29日まで双葉町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月15日

双葉町長 伊澤 史朗

路線 番号	路線名	起 点		備考
		終 点		
540	駅西5号線	大字長塚字蛭子堂1番1地先	から	
		大字長塚字蛭子堂1番1地先	まで	
541	駅西6号線	大字長塚字蛭子堂1番18地先	から	
		大字長塚字蛭子堂1番18地先	まで	
542	駅西7号線	大字長塚字蛭子堂1番19地先	から	
		大字長塚字蛭子堂1番19地先	まで	